

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美 浜 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載するとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 和田地区及び上田井地区

#### (1) 現況

本地域は、日高川水系西川及び和田川流域にひらけた平坦地で、水稻栽培を中心に、施設園芸によるキュウリなどの野菜栽培も盛んな地域である。

年間を通じて安定した農業生産を行うため、通水機能の整備や路面維持が必要不可欠であり、今後、農地維持活動を恒常的に行う必要性がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3号第1号に掲げる事業を推進することにより農業生産を円滑に行うことができる環境整備を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 入山地区

#### (1) 現況

本地域は、町内でも海拔が低く、冠水が予測される地域であるため、昔から水稻栽培中心の地域である。

その様な背景の中、アイガモによる水稻栽培を試みるなど地域農家の環境保全型農業への関心は高く、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を積極的に推進している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3号第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を目指し、併せて、同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

|   | 実施を推進する区域     | 実施を推進する事業                     |
|---|---------------|-------------------------------|
| ① | 和田地区<br>上田井地区 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業              |
| ② | 入山地区          | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他の促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第1号（多面的機能支払）事業

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。

以上を踏まえ、本町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。